

営繕工事における週休2日の取得に要する費用の積算方法等の運用

1 目的

「営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行実施要領」（以下「要領」という。）に定めのない事項として、営繕工事における週休2日の取得に要する費用の積算方法等の運用を定める。

2 工事費の積算方法

週休2日実施工事において、現場閉所の状況に応じて「3 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

3 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 **1.05** を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

2) 市場単価等

市場単価は、以下の表A、表E及び表Mの補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

なお、以下の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれていることに留意する。

【新営の市場単価等の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{新営補正率} = \text{新営の基準補正単価}$$

【改修の市場単価等の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{改修補正率} = \text{改修の基準補正単価}$$

表A 基準補正単価の補正率

工種	摘要	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事		1.02	1.09
防水工事(シーリング)		1.04	1.17
防水工事		1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事		1.02	1.11
金属工事		1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)		1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)		1.04	1.18
左官工事		1.04	1.04
建具(ガラス)		1.02	1.12
建具(シーリング)		1.04	1.19
建具		1.02	1.02
塗装工事		1.04	1.18
塗装工事		1.04	1.04
内外装工事		1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)		1.02	1.10
内外装工事		1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)		1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

表E 基準補正単価の補正率

工種	摘要	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表M 基準補正単価の補正率

工種	摘要	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25